

広島中央環境衛生組合監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成27年度定例監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表する。

平成27年12月1日

広島中央環境衛生組合監査委員	山崎幹雄
同	中平好昭
同	信谷俊樹

# 定例監査結果報告書

## 第1 監査の対象

対象課	対象費	対象期間
総務課	一般管理費	平成26年度（平成27年5月末現在）
業務1課	修繕料及び補助金	平成26年度（平成27年5月末現在）

## 第2 監査の実施期間

平成27年9月1日から平成27年11月30日

## 第3 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか及び条例、規則等に則り効率的、有効的に執行されているかを主眼として、関係資料の検査・照合により審査するとともに、関係職員からの説明聴取により実施した。

## 第4 監査の結果

総務課

### 1 予算の執行状況について

- (1) 自動引き落としを採用している支出については、その根拠等を明確にされたい。
- (2) 前金払いの支出について、地方自治法施行令等に規定している前金払いができる経費に該当しないものがあつたため、支出方法を改善されたい。

### 2 その他

軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

業務1課

### 1 補助金について

交付申請書について、事業施行計画が添付されておらず、また、一部の交付申請書を除き経費明細書が添付されていない。また、一部の補助事業者から、実績の報告がなされていない。補助金交付規則に基づき、事務の執行に努められたい。

### 2 その他

軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

## 第5 監査意見

監査結果のとおり、事務の一部に改善・検討を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務執行に努められたい。当組合は、住民の日常生活にとって必要不可欠な一般廃棄物処理事業を運営している。今後とも、効果的で効率的な予算の執行及び関係法令等に従った適正な事務事業の執行に努められたい。